

2019年9月吉日

会員各位

荒井商事株式会社
アライオートオークション仙台(株)
アライオートオークショングループ

重 要

オークション規約 改定のご案内

拝啓 初秋の候、貴社ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素はアライオートオークショングループに格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、アライオートオークショングループでは、2019年10月1日より下記の通り、弊社会員規約につきまして改定をさせていただきます。

今後とも、オークションがよりスムーズに開催できますよう、当社と致しましても精一杯努力して参りますので、ご利用会員の皆様方におきましても、何卒ご協力の程、宜しく願い申し上げます。

敬具

記

導 入 日

2019年 10月 1日

内 容

【規約改定】

1. 第一章 総 則 第6条(所在地等) 1、2項の改定
2. 第四章 会員の権利義務 第18条(義務) 第3項の新設
3. 第六章 手数料 第25条(手数料)「その他の手数料」AI-NET料金の改定
4. 第九章 書 類 第38条(クレーム細目) 第20項の新設
5. 第十一章の〔I〕 検査規程 第6条(品質基準)第1項の改定
6. 第十一章の〔II〕 裁定(クレーム)規程 第3条(処理基準) 第12項の改定
7. 第十一章の〔II〕 裁定(クレーム)規程 第5条(非クレーム対象)第13項の改定
8. 第十一章の〔II〕 裁定(クレーム)規程 第7条(クレーム処理細則)
 - (1)軽自動車・小型自動車・普通自動車 クレーム処理細目
 - ・内装枠 ⑤低価格車の改定
 - ・内装枠 ⑥項の削除
 - ・電装枠 ⑦項の新設
 - (2)トラック専用 クレーム処理細目
 - ・電装枠 ⑦項の新設

1. 第一章 総 則 第6条(所在地等) 第1、2項の改定

《現在の規約》

- 1 アライAAの各会場の所在地は、アライAA小山会場を栃木県小山市栗宮 548 に、アライAAベイサイド会場を神奈川県川崎市川崎区東扇島 90 に、アライAA福岡会場を福岡県糟屋郡新宮町大字上府 683-1 に、アライAA仙台会場を宮城県黒川郡大和町宮床字森の腰 135-1 に置きます。
- 2 アライAAのうち、アライAA小山会場、アライAAベイサイド会場及びアライAA福岡会場は荒井商事株式会社が管理・運営し、アライAA仙台会場は、アライオートオークション仙台株式会社が管理・運営します。

↓

《改定後の規約》

- 1 アライAA の開催場所、名称、開催日、開催時間等についてはホームページ(URL:<http://www.araiiaa.jp/>)に掲載するものとします。
- 2 前項について、アライAA の運営の都合により変更が生じた場合もホームページに掲載するものとします。

2. 第四章 会員の権利義務 第18条(義務) 第3項の新設

- 1 オークションにおける出品・成約・落札等すべての取引は、ポスト・コンピュータシステムで処理され、参加者は、このシステムによる結果のすべてについて従わなければならないものとします。ポストカードによるトラブルの責任は、交付を受けた会員がすべて負うものとします。
- 2 会員は、本規約に定める各項を遵守することを誓約の上、入会したものとします。従って、本規約を熟知し遵守することが会員の義務となります。
- 3 会員は、落札機械・落札車両を輸出する場合、落札者としての自らの責任で落札機械・落札車両を大量破壊兵器等の拡散その他いかなる軍事目的に関連する事に使用させないものとし、日本及び海外の外国為替及び外国貿易法等と関連する一切の法律、規制及び輸出管理上の留意事項を遵守し、必要な措置をとる責務を負うものとします。

3. 第六章 手数料 第25条(手数料) 「その他の手数料」 AI-NET料金の改定

《現在の規約》

- ・AI-NET(4W入札)料金
入会金 10,000円
入札料 100円
落札手数料 3,000円 割増
(注)上記金額は1台ごとの料金、入札料は未落札時も徴収
- ・AI-NET(4Wリアル)料金
入会金 10,000円
月会費 3,980円
落札手数料 3,000円 割増
- ・AI-NET(4WAA在庫)料金
出品料 0円
成約料 通常成約料に5,000円割増
落札料 通常落札料
- ・4W不在応札(FAX受付・事務局受付)
入札料 500円
落札手数料 3,000円割増
(注)事務局内「不在受付機」入札除く
上記金額は1台ごとの料金、入札料は未落札時も徴収

↓

《改定後の規約》

- ・AI-NET(入札)料金
入札料 アライAA小山バン・トラックオークション100円
アライ建機オークション100円
落札手数料 3,000円 割増
(注)上記金額は1台ごとの料金、入札料は未落札時も徴収
- ・AI-NET(リアル)料金
月会費 3,980円
落札手数料 3,000円 割増
- ・AI-NET(AA在庫)料金
出品料 0円
成約料 通常成約料に5,000円割増
落札料 通常落札料
- ・4W不在応札
(FAX受付・事務局受付)
入札料(4Wオークション、バン・トラックオークション、建機オークション)500円
落札料 3,000円割増
(注)但し、会場内「不在受付機」及び「ポス席」は入札料無料
上記金額は1台ごとの料金、入札料は未落札時も徴収

4. 第九章 書類 第38条(クレーム細目) 第20項の新設

20. ペナルティの扱い	○ 低価格車両のキャンセルペナルティについては半額。それ以外のペナルティについては通常金額とします。
--------------	--

5. 第十一章の〔I〕 検査規程 第6条(品質基準) 第1項(1)、(2)、(5)、(6)項の改定

《現在の規約》

アライAAは、修復車両、粗悪車両、改造車両、瑕疵車両等の品質基準を以下に定めます。

- 1 修復車両とは、車両の骨格に相応する部位が、損傷または修正・交換された跡があると判断される場合を基本とし、以下のいずれかに該当する車両とします。
 - (1) フロントサイドメンバー(フロントフレーム)及びリヤサイドメンバー(リヤフレーム)が、損傷または修正・交換されているもの。但し、アッパーサポートの先端部より前に位置する部分の損傷、修正は除く。
 - (2) フロアパネル、メンバーの交換及び外板を介してのパネル、メンバーの損傷・修正。但し、軽微な損傷、修正は除く。
 - (3) 外部に露出する部位を除くピラーで、外板を介しての損傷・修正または交換されたもの。但し、ステップ単体での交換作業時に生ずるピラー下部の修正は除く。
 - (4) カウルパネル(トゥーボード)で、外板を介しての損傷・修正または交換されたもの。
 - (5) フロントインナーパネル、リヤインナーパネル、リヤフロアが損傷または修正・交換されたもの。但し、軽微な損傷、修正は除く。
 - (6) ルーフの交換及びピラーから波及した凹みまたは修正があるもの。外板を介してルーフ周囲のインナー部に損傷があるもの。但し、軽微な損傷、修正は除く。
 - (7) 本条第1項第(1)号から(6)号までについて、交換または修正・補修した状態が、事故に起因したものである疑いのあるもの(別途細目内規で定めることとします)。但し、トラック・バスにおける修復基準はトラック検査基準表に準じます。

↓

《改定後の規約》

アライAAは、修復車両、粗悪車両、改造車両、瑕疵車両等の品質基準を以下に定めます。

- 1 修復車両とは、車両の骨格に相応する部位が、損傷または修正・交換された跡があると判断される場合を基本とし、以下のいずれかに該当する車両とします。
 - (1) フロントサイドメンバー(フロントフレーム)及びリヤサイドメンバー(リヤフレーム)が、損傷または修正・交換されているもの。但し、コアサポートの先端部より前に位置する部分、バックパネルより後ろに位置する部分の損傷、修正は除く。
 - (2) フロアパネル、メンバーの交換及び外板を介してのパネル、メンバーの損傷・修正。但し、小さな損傷、修正は除く。
 - (3) 外部に露出する部位を除くピラーで、外板を介しての損傷・修正または交換されたもの。但し、ステップ単体での交換作業時に生ずるピラー下部の修正は除く。
 - (4) カウルパネル(トゥーボード)で、外板を介しての損傷・修正または交換されたもの。
 - (5) フロントインナーパネル、リヤインナーパネル、リヤフロアが損傷または修正・交換されたもの。但し、小さな損傷、修正は除く。
 - (6) ルーフの交換及びピラーから波及した凹みまたは修正があるもの。外板を介してルーフ周囲のインナー部に損傷があるもの。但し、小さな損傷、修正は除く。
 - (7) 本条第1項第(1)号から(6)号までについて、交換または修正・補修した状態が、事故に起因したものである疑いのあるもの(別途細目内規で定めることとします)。但し、トラック・バスにおける修復基準はトラック検査基準表に準じます。

6. 第十一章の〔Ⅱ〕 裁定(クレーム)規程 第3条(処理基準) 第12項の改定

《現在の規約》

12 セールスポイントとして出品票に記入したもので、正常に機能、作動しない場合。

↓

《改定後の規約》

12 セールスポイントとして出品票に記入したもので、正常に機能、作動しない場合（商談落札含む）。

7. 第十一章の〔Ⅱ〕 裁定(クレーム)規程 第5条(非クレーム対象) 第13項の改定

《現在の規約》

13 本条10項、11項、12項に該当する車両が、第十二章 第45条に該当する場合には、クレームの対象とするとともに、ペナルティが発生する場合については、通常のペナルティ金額とします。また、第十二章第45条に該当する内容以外で発生するペナルティ金額については、通常金額の半額とします。

↓

《改定後の規約》

13 本条10項、11項、12項に該当する車両が、第十二章 第45条に該当する（成約金額100,000円未満の修復発覚は除く）場合には、クレームの対象とします。またペナルティについては以下とします。

- (1) 第十二章 第45条に該当する場合は通常金額。
- (2) 第十二章 第45条に該当しない場合は通常金額の半額。

8. 第十一章の〔Ⅱ〕 裁定(クレーム)規程 第7条(クレーム処理細則)

(1) 軽自動車・小型自動車・普通自動車 クレーム処理細目 内装枠 ⑤項の改定

《現在の規約》

軽自動車・小型自動車・普通自動車 クレーム処理細目

クレーム内容		クレーム対象の有無&申立期間						備考
		低価格車	一般車	修復車	輸入車	外部落札	商談	
内装	⑤標準部品の欠品・外品(ネジ止め等固定装備されたもの)	—	4日	—	4日	4日	—	部品支給を基本とし値引きの場合は相応額とする 左記事項は重要保安部品を除く

↓

《改定後の規約》

軽自動車・小型自動車・普通自動車 クレーム処理細目

クレーム内容	クレーム対象の有無&申立期間						備考
	低価格車	一般車	修復車	輸入車	外部落札	商談	
内装 ⑤標準部品の欠品・外品(ネジ止め等固定装備されたもの)	4日	4日	—	4日	4日	—	部品支給を基本とし値引きの場合は相応額とする 左記事項は重要保安部品を除く

8. 第十一章の〔Ⅱ〕 裁定(クレーム)規程 第7条(クレーム処理細則)

(1) 軽自動車・小型自動車・普通自動車 クレーム処理細目 内装枠 ⑥項の削除

《現在の規約》

軽自動車・小型自動車・普通自動車 クレーム処理細目

クレーム内容	クレーム対象の有無&申立期間						備考
	低価格車	一般車	修復車	輸入車	外部落札	商談	
内装 ⑥ジャッキ、工具、スペアタイヤ欠品	—	当日	当日	当日	*	—	



《改定後の規約》

軽自動車・小型自動車・普通自動車 クレーム処理細目

クレーム内容	クレーム対象の有無&申立期間						備考
	低価格車	一般車	修復車	輸入車	外部落札	商談	
内装 ⑥ジャッキ、工具、スペアタイヤ欠品		当日	当日	当日	*		⑥項の削除

7. 第十一章の〔Ⅱ〕 裁定(クレーム)規程 第7条(クレーム処理細則)

(1) 軽自動車・小型自動車・普通自動車 クレーム処理細目 電装枠 ⑦項の新設

《改定後の規約》

軽自動車・小型自動車・普通自動車 クレーム処理細目

クレーム内容	クレーム対象の有無&申立期間						備考
	低価格車	一般車	修復車	輸入車	外部落札	商談	
電装 ⑦先進運転支援システム(ADAS)の不具合	4日	4日	—	4日	4日	4日	・新車登録より5年未満及び走行10万キロ未満 ・対象箇所についてはアライAA判断

7. 第十一章の〔Ⅱ〕 裁定(クレーム)規程 第7条(クレーム処理細則)
 (2)トラック専用 クレーム処理細目 電装枠 ⑦項の新設

《改定後の規約》

トラック専用 クレーム処理細目

クレーム内容		クレーム対象の有無&申立期間						備 考
		中Ⅰ	中Ⅱ	大型・特大	修復車	外部落札	商談	
電装	⑦先進運転支援システム(ADAS)の不具合	5日	5日	5日	—	5日	5日	<ul style="list-style-type: none"> ・新車登録より7年未満 ・中Ⅰ:20万円未満 中Ⅱ:50万円未満 ・大型・特大:80万円未満 ・対象箇所についてはアライAA判断

以上

